# 令和８年産米の再生産可能な価格確保と農業者への支援を求める意見書

令和８年産米の価格が前年比で約４４％下落し、生産コストが高止まりする中、農業者が将来にわたって米づくりを継続することが困難となることが懸念されます。

このような状況が続けば、農業者の離農や作付面積の減少が進み、農地の荒廃や担い手不足を招くことになります。さらに、米の生産基盤が失われることは、地域の食料供給や農村地域、地域経済にも大きな影響を及ぼします。

米は我が国の食料安全保障を支える重要な農作物であり、「米を作り続けられる農業者がいること」そのものが、地域と国の重要な財産です。

市場原理による価格形成を尊重することは必要ですが、農業者が再生産できない水準まで価格が下落した場合には、営農を継続できるよう、国による実効性のある支援が必要です。

また、将来にわたる米の安定的な生産と供給を確保するため、食料安全保障の観点から、国が責任をもって米の生産基盤と供給体制を維持していくことが重要です。政府備蓄米についても、必要な備蓄水準を確保するため、機動的な買入れ、買戻し等の運用が求められます。

つきましては、地域農業と食料生産を守り、農業者が将来にわたって安心して米づくりを継続できる環境を整えるとともに、我が国の食料安全保障を確保するため、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

１　農業者が将来にわたって米づくりを継続し、再生産できる水準で米価が形成されるよう、実効性のある需給対策を講じること。

２　需給対策を講じてもなお、米価が生産コスト指標を下回る場合において、農業者が安心して営農を継続できるよう、価格形成を補完する直接的かつ実効性のある支援制度を創設すること。

３　食料安全保障の観点から、政府備蓄米の買入れ、買戻し等について機動的な運用体制を確立するとともに、主食である米の安定的な供給を確保することを国の重要な責務として、国民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能な食料供給体制を構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月１８日

内閣総理大臣
財　務　大　臣

農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長
県選出国会議員　　あて

岩手県矢巾町議会
議　長　　廣　田　清　実